

巻末付録 小規模認可保育所開園ルポ

「子ども・子育て新制度」が施行された2015年4月、それまで認可外保育所として運営してきた多くの小規模保育所が認可に移行しました。新制度の情報がスムーズに行き渡らないなか、多くの事業者が四苦八苦しながら認可移行を乗り切りました。ここでは、とある保育所の事例をルポ形式でご紹介します。新たな制度が施行されるまでの産みの苦しみを、事業者の視点から追体験してみましよう。

2014年5月某日

開園して2年目。新年度が始まって1ヵ月ほど経過した。待機児童が多い市で、認証を取得してからは順調に園児が増えてきた。まだ十分ではないが、夏頃までには認証定員に達しそうな状況になった。

しかしながら大きな不安がひとつ。来年度から始まるという小規模認可保育所の制度。マスコミでも時々取り上げられているが、何といっても情報が無い。自治体と話をする機会もあるが、ほとんど情報が下りてこないらしい。

WEB検索で色々と情報を探してみた。あるじゃないか！「NPO法人全国小規模保育協議会」。既に制度説明会なども開催しているらしい。早速、参加申し込みを行った。

2014年5月某日

全国小規模保育協議会説明会当日。思っていたよりも参加者が多い。既に保育所を運営している方、これから参入しようとしている方、参加者も様々だ。

理事長からの制度説明が始まった。参加者が多様だからか、総論的な内容だと感じた。詳細は基礎自治体の考え方次第という部分が大きいということであった。

入会して、自園の現状を伝え具体的なアドバイスをもらえないだろうか。帰ってから連絡してみよう。

2014年6月某日

市役所の窓口で新制度について担当者と話した。今のところまだどうなるかわからない、2015年度から開始できるかどうか微妙な状況であるとのこと。その状況下で、認証保育所の委託費引上げという話も出ているそうだ。しかしながら、国の制度ということで、市の財政負担は小規模認可保育所を導入する方が軽くなることから、現在協議中であるとのことであった。

2014年7月某日

あいかわらず行政からの情報は皆無に等しく、何ら進展がない。準備期間は決して十分ではない中で、早め早めに情報を仕入れ、対策を立てて移行に備えなければならない。

全国小規模保育協議会に、入会申し込みと個別相談会の申し込みを行った。

2014年7月某日

自治体の条例案が出され、小規模認可保育所の制度導入方針が正式に決まったと連絡を受けた。条例の内容については、国の制度ほとんどそのままのようだ。

認証保育所の委託費引上げという話はなくなり、当園は外形的に小規模認可保育所の要件に合致するため、移行を受け付ける方向で考えているということであった。

2014年7月某日

全国小規模保育協議会の個別相談会当日。理事から、認証制度と小規模認可の制度の違いなどについて、詳しい解説があった。

当園が抱える最大の問題は、事業所内保育を兼ねていて、3歳以上の子どもや他の市町村在住者、保育士の子どもを預かっているという点。理事からのアドバイスは、ダイレクトに市役所と交渉するという点。交渉にあたっては、「職員の就労機会を守る」ということを前面に出して、話をすればよいのではないかとアドバイスをいただいた。私の心とフットワークは、一気に軽くなった。

2014年8月某日

自治体のスタンスがぶれている。現在、小規模移行や開園の打診は当園のみということで、条例は通したものの詳細がまだわからないので、2015年度からの導入は難しいかもしれないなどと言っている。当園のみというならば、市役所と一緒に制度を組み立て、絶対に第1号として、2015年度開園を実現させよう。

2014年8月某日

市役所より連絡。予算を確保するために、試算ソフトを使って年間の概算額を出して、提出してほしいとのこと。ただし、研修等の関係で原則としてA型しか考えていないらしい。また一歩前進したようだ。

2014年9月某日

自治体と話し合い、当園の抱える問題について、再確認。

- ・3歳以上の子どもの問題。
- ・自園の保育士の子どもを預かっている問題。
- ・他の市町村在住の従業員の子どもの問題。
- ・現在認証利用園児の継続利用の問題。
- ・年度初めに利用者が少なくなる場合の経営安定の問題。

職員の子どもに関しては、解決できなければ、19人の定員の範囲内で、一

時預かりとして利用させ、就労の機会を確保しなければならないと考えている旨伝える。また、人材募集の問題もあるので、早急に方針を決定して知らせてほしい旨依頼した。

2014年10月某日

当園の抱える問題についての対応方針を示される。

- ・3歳以上の子どもについては、2号認定として他施設に調整する。
- ・保育士の子どもについては2号または3号認定として他施設に調整する。
- ・他の市町村の子どもについては、当該市町村で入園できなかった場合、優先的に当園で受け入れることを認める。
- ・現在認証利用園児に関しては、園の責任において意向を確認し、3号認定に該当し、かつ、継続利用を望む場合は、年齢別定員の範囲内で、継続利用とする。
- ・年度初めの利用者が少ないかもしれないという懸念は、小規模という特殊性に配慮し、点数の高い子どもの中でも入園時期が早い子どもを優先的に調整する。

とのことであった。つまり、満額回答。これで小規模認可移行の壁はなくなったでしょうとのこと。

2014年10月某日

11月から始まる一斉申込について、当園をどう取り扱うかを市役所と協議。

- ・1次選考においては、在園継続児のみ当園を申し込めるものとし、一般からの申し込み受け付けは2次選考以降とすること。
- ・混乱を防止するため、市のウェブサイト及び募集要項において、当園が来年度より小規模認可保育所に移行予定であることを明記すること。
- ・年齢別定員については、年度初めの利用が少なくなる可能性を考慮して、今

のところは確定させず、2次選考の申し込み状況を見て決定すること。

すべて当園の要望通りの対応となった。直ちに人材募集開始。

2014年11月某日

一斉申込に合わせて、現在認証利用園児の保護者向けに資料を配布。認証と小規模認可、現行認可との違い（特に連携施設の問題）を明記し、希望するならば、継続利用ができるということと、意向確認書の提出を依頼した。その結果、第一順位で当園継続を希望する方数名、第二順位以降で、当園継続を希望する方数名に分かれていた。やはり、3歳以降の受け皿に関しての不安が大きいのと思われる。

市役所の認可保育所のメーリングリストに当園も加えられ、市役所から認可保育所と同様の情報提供が行われるようになってきた。

2014年12月某日

職員と年間行事について協議。また、新年度に向けて保育士のデスクワークについても話をしたが、私も保育士も不安は否めない。情報不足なのだ。一方、人材募集の反応も今ひとつで、体制も固まっておらず、焦りも強くなってきている。保育士不足が顕著となってきていて、人の問題はこれからも大きな経営課題としてのしかかってくるに違いない。

2015年1月某日

現在働いている職員の意向を確認したところ、在職継続の申し出となった。資格を取得した学生も社員として継続雇用の申し出があった。大きなヤマを越えた気分であった。これで正職員保育士3名確定。残り1名。厳正に選考を行って、新年度からの1名に内定連絡。これで職員の体制もほぼ固まった。

2015年1月某日

市役所より1次選考の結果の内示を受ける。継続園児として、2歳児7名、1歳児2名。2歳児の中には他市に在住の職員の子も含まれていた。その他の職員の子はすべて希望通りの園に調整してくれていた。

2015年2月某日

各家庭に入所判定結果が送付された。入園できなかった家庭に、当園の2次選考の案内が同封されていたため、翌日は電話が鳴りっぱなし。予め想定問答集を用意して職員に配布し、市役所とも事前協議のうえ市役所に問い合わせるように誘導したが、それでも大混乱。市役所も同様であったとのこと。

急遽、次の日曜日に見学会を設定することとし、その旨市役所にも伝えた。ブログやFacebookも使って告知。見学会には想定をはるかに超える、約30組の参加となった。見学会のことをどこで知ったか尋ねたところ、大半が「ブログ」ということであつたので、ブログの宣伝効果は割と高いのではないかと感じたところである。

2015年2月某日

市役所より重要事項説明書の雛形が示される。説明会等で保護者に提示する前に、市役所で内容を確認することであった。契約書については、現時点で不要と考えているとのことだった。併せて、運営規定を整備するように通知を受けた。運営規定については、雛形が示されず、全国小規模保育協議会等に相談し、他市の先行事例を参考に作成して良いとのことであった。

全国小規模保育協議会メーリングリストで囑託歯科医の話題が出る。役所に確認したところ必須とのこと。早速ツテを頼んで囑託歯科医を確保した。その際、検診に使う道具をどうするかというのが宿題となった。

2015年2月某日

市役所に重要事項説明書について相談。実費徴収をどうするか、第三者委員の紹介依頼、布団乾燥業者の紹介依頼をした。また、歯科検診の道具について、他の認可園の状況の確認をお願いした。

認可外保育施設として最後の実地立入調査が行われた。特に指摘事項はなく、終盤は今後のことについての話を中心となった。

2015年2月某日

全国小規模保育協議会のフォーラムに参加。リレートークをはじめ、制度制定に関わった議員や国の担当者の話を聞くことができとても有意義であった。

また、連携施設の設定について、民間同士で協議するのは難しいだろうとの話があった。まったく同意見だ。過日相談した自治体の担当者も、連携施設を見つけて、卒園児を受け入れてもらうのは相当に無理があると考えているようだった。

連携施設の側は受け入れ枠分だけ0~2歳児の受け入れをセーブするか、3歳以上の定員を増やすしかない。3歳児の保育ニーズがもっと小さくなれば可能かもしれないが、現時点ではそういうわけにもいかない。実際に2016年度に小規模をオープンする予定の認可保育所が、今年度から0~1歳児の受け入れをセーブした。そのため、その園ではきょうだいと同じ園に入れないという状況が生じたそう。何ということか、つまり既存の認可園が小規模保育を開設する場合、必ずしも0~2歳児待機児童解消につながらないのだ。行政の担当者からも、「連携施設設定を法制化しなければ、点数を上げるなど行政側で調整の余地もあるだろうに…」という意見だった。

これまでの弾力運用などで年齢別定員のバランスが崩れてきている。今年度は、0~2歳児で認可に入れるのは、申し込み者の3分の1くらいになるだろうということであった。

2015年3月某日

実費徴収等重要事項説明書の内容について、原案通りでOKをもらった。また、市役所から第三者委員や布団乾燥業者を紹介してもらった。

歯科検診の道具については、各園で準備し、保健センターで消毒を行っているとのことであった。

2015年3月某日

継続園児の保護者向け説明会を実施。特に問題なく終わった。ただ、継続予定だった1名の転居が決まり、継続1名減となった。また、市役所から2次選考途中経過の連絡があった。かなり遅れて入園する子どもが多くなりそうとのこと。経営上支障が出る恐れがあるということで、市役所と協議の上、入園時期の早い子を優先してもらうように再調整をお願いした。

2015年3月某日

市役所から連絡があり、4月入園予定の2名に辞退があったとのこと。また、申し込み時点の入園希望より遅れる子が何名か出てくるとのこと。空いた2名分については4月の選考となり、5月以降の入園で調整となる。

2015年度に関しては、すべてが遅くなってしまっている。困ったことだ。2016年度になれば、継続の園児である程度人数は埋まるので、もう少し安心できるのかもしれない。

2015年3月某日

請求事務の雛形を基に役所と協議を行った。その際、処遇改善加算について、かなり明確化された通知が出されていることを聞かされる。想定より厳しい内容となっていた。

また、当初「入園時期の早い子を優先するという小規模に対する配慮」は初

年度限りになるだろうと伝えられていたが、市役所の担当から入園辞退や時期のずれ、処遇改善加算の要件の想定外の厳しさなどを考えると、今後も何らかの配慮は必要になるかもしれないとの発言があった。

現時点で自治体独自の上乗せ助成（家賃や人件費等）には言及はなかった。

2015年3月某日

新入園児に対する説明会を実施した。この時点でも4月入園ではない子の保護者で、まだ入園を決めたわけではないという方がいて、少々戸惑った。後日電話で確認したところ、辞退という申し出。

早速市役所に連絡を取り、4月の選考枠に加えてもらうこととなった。市役所もかなり戸惑った様子だった。なぜ辞退されたのか、ハッキリした理由はわからない。

2015年3月末

今年度最終日。この子ども達と同じメンバーで集まることはもうない。感謝と感激で帰り際に涙ぐむ保護者もいた。短い間だったが、満足してもらえただろうか。転園する子ども達が、健康に成長してくれることを心より祈るばかり。

2015年4月1日

新年度の開始。開始早々、継続園児2名、新入園児1名が体調不良で休み。他の新入園児2名は慣らし保育開始。慣らしは特に問題なし。子ども達も、保護者もフレンドリーで安心した。

定員に相当する保育士を確保していたため、今日は超加配状態。ほとんどマンツーマン。懸念はしていたが、やはりこうなってしまった。予定では、もう少し園児がいるはずだったが、入園辞退が3名。内2名は4月入園予定だったので、厳しい状況となってしまった。

最大の要因は、スケジュールの遅れだろう。もっと早くに「小規模認可」を周知し、他の認可保育所と同時期に見学会などを行ってればもう少し結果は違ったかもしれない。

委託費の請求関係書類が市役所で完成したらしい。資金繰りの問題もあるので、こういった書類は早く提供してもらいたいところである。

2015年4月4日

入園式。保護者参加の入園式の実施は、検討課題のひとつであった。入園時期の違いもあり、全員参加とはいかなかったが、やはり実施してよかった。祖父母も参加する家庭があり、家族同士や保育士と懇談したり、記念撮影をしたりと想像以上の盛り上がりであった。

2015年4月6日

先週、自治体に委託費の請求書を持参した。なんと、まだ各家庭の負担額の通知が届いていない。そのため暫定での請求ということで無事折り合いがついた。

そして今日一番のニュース。独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の適用対象に小規模認可保育所も加わったとのこと。またひとつ制度が改善された。

とはいえ、無事移行まで漕ぎつけることはできたが、新制度は始まったばかり。これからも色々な問題が出てくるだろう。全国小規模保育協議会やメンバーの皆さんとともに、小規模保育の質を高め、より良い制度となるように協力していきたい。